②　豊かな暮らしと健全な地域社会の創出

このような土地の取得が、民間団体による自発的な自然環境保全の取組として進められることは、国民全体の自然環境の保全に対する意識の向上、地域における生物多様性への理解やその保全の取組の促進にもつながります。また、地域住民等により地域の資産として保全と活用が図られることにより、地域の個性を生かした環境教育や地域づくり、地域コミュニティの形成にも寄与し、豊かな暮らしと健全な地域社会を創出します。

⑵　自然環境トラスト活動促進事業の意義

民間団体による自然環境トラスト活動が、法に基づく地域計画に位置付けられることは、都道府県又は市町村の支援により、自然環境トラスト活動の継続的な実施がより担保されやすくなることを意味します。これにより、土地が継続的に保持されやすくなるとともに、資金調達、広報及び地域社会の意識の醸成がより積極的に推進されやすくなります。

また、都道府県又は市町村の取組と民間団体等によるナショナル・トラスト活動が連携して実施されることで、より効果の高い取組へと発展することが期待されます。

3　自然環境トラスト活動に関する基本的考え方

⑴　自然環境トラスト活動の内容

自然環境トラスト活動には次の３つがあります。

①　自然環境の保全及び持続可能な利用を目的として土地を取得すること。

②　自然環境の保全及び持続可能な利用を目的として土地所有者等との契約により地上権、地役権、賃借権等を設定することや協定により土地の使用（維持管理も含む。）に係る権利を取得すること。

③　上記①及び②の土地において自然環境の保全及び持続可能な利用の推進を目的として行われる維持管理、調査研究、自然再生、環境教育、エコツーリズム等の活動

⑵　自然環境トラスト活動を行う者

自然環境トラスト活動を行う主体としては、公益財団法人を含む一般財団法人、公益社団法人を含む一般社団法人、特定非営利活動法人、都道府県及び市町村のほか、自然環境の保全及び持続可能な利用の推進を目的とした企業や社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあるものが考えられます。

社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあるものとは、例えば、協議会、市民団体等が含まれますが、土地を継続的に保持していくという観点から、意思決定の方法、事務処理及び会計処理の方法並びにそれらの責任者、財産管理の方法及びその責任者、公印の管理及び使用の方法並びにその責任者、内部監査の方法等を明確にした規約その他の規程が定められていることが望まれます。

⑶　自然環境トラスト活動の基本原則

①　土地の保持

拠出者、地域住民等に対する活動団体の責任として、取得した土地等の資産については、他の目的のための用地として売却・譲渡することなく保持していくことが必要です。

また、自然環境トラスト活動は、土地の取得のみによってその目的が達成されるわけではなく、取得した土地を保持し、維持管理等を継続していくことが重要です。活動の実施に当たっては、その運営や経費調達について十分に検討し、体制整備を行うことが必要です。

②　公益性の堅持

自然環境トラスト活動は、あくまでも自然環境の保全と持続可能な利用という公益目的で実施されるものです。活動地において収益を伴う活動を行う場合においても、その事業は自然環境保全や持続可能な利用の推進といった公益目的につながるものであることが重要です。

③　資金の使途に係る透明性の確保

寄附金の使途を公開する等、資金の使途について透明性・公正性を確保し、資金の拠出者、地域住民等への説明責任を果たす必要があります。さらに、都道府県又は市町村が寄附金を集める場合には、その使途について、関係者と十分な合意形成を図り、あらかじめ明確に示しておくことも重要です。

④　自然環境トラスト活動地の公開

自然環境の保全を前提にしつつも、可能な範囲で、レクリエーションや環境教育の場として公開し、適切に管理しながら持続可能な形で利用していくことも、国民の保全意識の醸成や、自然環境トラスト活動の継承という観点において重要です。その際には、自然環境を損なうような過度の利用や施設整備を行うことのないよう配慮するとともに、関係者、地域住民等との合意形成を図った上で進めることが必要です。

4　自然環境トラスト活動促進事業に関する基本的考え方（都道府県又は市町村の役割）

自然環境トラスト活動促進事業には、広報、地域社会の意識の醸成、自然環境トラスト活動に対する財政的支援等、地域計画に位置付けられた自然環境トラスト活動を促進するために都道府県又は市町村が行う事業が含まれます。自然環境トラスト活動促進事業の方向性としては次の事項が挙げられます。

⑴　相互理解

自然環境トラスト活動をより効果的かつ継続的に進めていくためには、行政と自然環境トラスト活動を行う者の相互の理解が必要です。地域の自然環境の保全は都道府県又は市町村の責務でもあります。行政として、住民の理解を得るための努力や協議会の設置等に積極的に取り組む姿勢が求められます。

⑵　公的施策との連携

民間団体が行う自然環境トラスト活動は、その資金源を寄附金等に依拠することが多いことから、継続性を確保するためにも、都道府県又は市町村による各種施策と連携していくことが望まれます。その中には、例えば、民間団体が土地を取得し、その土地の維持管理等に対して都道府県又は市町村が財政的支援を行う等、活動の一部の役割を担うこと等も想定されます。

⑶　広報

民間団体等が行う自然環境トラスト活動を都道府県又は市町村が積極的に広報することにより、活動の信頼性を高め、寄附等に対する理解が向上することが期待されます。

⑷　税制面での支援

これまでも一部の都道府県又は市町村においては、ナショナル・トラスト活動に対する不動産取得税や固定資産税の軽減措置等が行われています。地域計画に位置付けられた自然環境トラスト活動については、都道府県又は市町村の判断において、必要な税制上での支援を行うことが、その活動促進へとつながります。

5　自然環境トラスト活動促進事業に関する地域計画の内容

⑴　自然環境トラスト活動促進事業に係る自然環境トラスト活動を行う区域

地域計画の作成主体である都道府県又は市町村が促進する自然環境トラスト活動が行われる区域を定めるもので、活動の内容と目的に応じて適切な範囲を設定します。土地の権利に関わることから、地図や地番等によって範囲を明確にすることが必要です。また、当面の自然環境トラスト活動の予定地だけでなく、状況に応じて取得される可能性のある場所を含めることも可能ですが、その際には、土地の所有者等や関係行政機関及び関係事業者等とのより丁寧な調整が必要です。